(証券コード：7545)
平成27年４月21日

株　主　各　位

兵庫県姫路市飾東町庄266番地の１
株式会社　西松屋チェーン
取締役社長　大　村　禎　史

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年５月11日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　　平成27年５月12日（火曜日）午前10時
2. **場　　所**　　兵庫県姫路市下寺町43番地
　　姫路商工会議所　本館２階大ホール
3. **会議の目的事項**
　報 告 事 項　第59期（平成26年２月21日から平成27年２月20日まで）事業報告および計算書類報告の件
　決 議 事 項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　取締役６名選任の件
　第３号議案　監査役１名選任の件
　第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
　第５号議案　当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件
　第６号議案　従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(http://www.24028.jp/) に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年２月21日から
平成27年２月20日まで）

1.　株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、金融政策・経済対策による企業収益の上昇や雇用環境の改善など、景気は緩やかながら回復の兆しが見られました。しかしながら一方では、世界各地での政情不安や新興国経済の景気減速、国内における消費税率引き上げ後の影響など、先行き不透明感が完全には払拭しきれない状況となっております。当流通業界におきましては、消費税増税による消費者心理の冷え込みや円安により輸入価格が高騰する中、価格競争や出店競争、プライベートブランド商品による差別化競争など、シェア獲得競争は激しさを増し、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社は、北海道から沖縄までの全国47都道府県に、お客様にとって便利で標準化された店舗網の拡充をさらに進めるため、継続して新規出店を行った結果、当期の新規出店は30店舗となりました。また、一方で不採算店舗の閉店やリプレースも積極的に進め、14店舗を閉鎖いたしました。以上の結果、期末の店舗数は874店舗となっております。

商品面では、手ごろな価格と品揃えで差別化を図るため、他業種出身者の採用を継続し、プライベートブランド商品の開発を推し進めてまいりました。また、納期管理の徹底や在庫を圧縮することで当初価格での販売比率を向上させ、売上総利益の確保に努めてまいりました。

オペレーション面におきましては、店長研修会などによる従業員教育を継続することで、スーパーインテンデント（複数店管理店長）制度の拡大を進めてまいりました。また、広告費や物流費の削減に努めるとともに、ＩＴを活用して作業の省力化や合理化に取り組んでまいりました。

この結果、当期の売上高は1,285億２千６百万円で前期比100.7％となりました。利益面では、円安の影響を受けながらも売上総利益率は前年と同じ率を維持することができ、販売費及び一般管理費についても伸び率を抑制することができました。しかしながら、消費税増税以後、売上高が伸び悩んだことにより、営業利益は53億１千２百万円で前期比99.8％、経常利益は55億１千２百万円で前期比98.8％となりました。

特別利益は新株予約権戻入益２億２千７百万円、特別損失は店舗閉鎖損失１億１千万円や減損損失３千万円を計上しております。その結果、当期純利益につきましては、32億５千５百万円で前期比108.9％となりました。

なお、商品部門別の状況は次のとおりであります。

衣料部門

アウトウェアにおきましては、売上面では天候不順の影響もあり伸び悩みましたが、利益面では仕入や在庫コントロールの精度向上、納期管理の徹底により当初価格での販売比率を向上させることで利益を確保してまいりました。小学生の高学年までを対象としたスクールサイズの商品やアメリカブランドの商品については、魅力的な商品の開発を進めてまいりました。

実用衣料におきましては、売れ筋商品の安定供給と継続販売に努めてまいりました。

この結果、当部門の売上高は674億１千４百万円（前期比101.5%）となりました。

雑貨部門

育児衛生・消耗雑貨につきましては、ナショナルブランド商品では取扱い品目を絞り込むことで原価の引き下げを図るとともに、プライベートブランド商品では哺乳びん乾燥スタンドやバスマットなど、調乳・衛生用品において新たな開発品種を拡げてまいりました。

育児用品・玩具等につきましては、消費税増税以後、大型育児用品で売上の回復が遅れ苦戦する結果となりました。プライベートブランド商品では開発品目を増やし、品揃えの強化に努めてまいりました。

この結果、当部門の売上高は611億１千２百万円（前期比99.8%）となりました。

部門別売上高の概況

部門区分	売上高	前期比	構成比
衣料部門	67,414百万円	101.5%	52.5%
雑貨部門	61,112百万円	99.8%	47.5%
合計	128,526百万円	100.7%	100.0%

(2) 設備投資の状況

当期において実施した設備投資の総額（出店保証金を含む）は、17億７千６百万円であり、その内容は主として次のとおりであります。

・新店舗（当期出店の30店舗および来期以降出店予定店舗）に係るもの
11億９千３百万円

(3) 資金調達の状況

当期において増資、社債発行および長期借入金等による重要な資金調達は行っておりません。

当社では資金調達の安定性を高めるため、取引銀行１行と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当事業年度末におきましては、当該契約に基づく借入実行残高はございません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第56期 平成23年２月21日から 平成24年２月20日まで	第57期 平成24年２月21日から 平成25年２月20日まで	第58期 平成25年２月21日から 平成26年２月20日まで	第59期 平成26年２月21日から 平成27年２月20日まで
売　上　高(百万円)	119,814	122,546	127,676	128,526
経 常 利 益(百万円)	5,008	6,593	5,581	5,512
当 期 純 利 益(百万円)	2,290	3,648	2,991	3,255
１株当たり当期純利益(円)	34.06	54.59	45.00	49.34
総　資　産(百万円)	67,380	71,106	70,737	89,499
純　資　産(百万円)	48,832	50,976	52,437	53,547
１株当たり純資産(円)	723.42	760.07	785.34	815.48

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。また、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。なお、自己株式数に関する事項につきましては後記の「２.株式に関する事項」の注記をご参照ください。

2. 第59期における総資産の大幅な増加は、仕入債務等の決済手段をファクタリング方式から電子記録債権に切り替えたことに伴いまして、期日前決済実施額が大きく減少したことにより、現金及び預金や仕入債務等が増加したことによるものであります。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、円安による輸入価格の高騰や欧州経済・新興国経済の景気減速が懸念されるなど、国内外の問題から先行き不透明感が完全には払拭しきれない状況が続くものと認識しております。当業界におきましては、消費者の生活防衛意識の高まりを背景に、シェア獲得競争による厳しい状況が今後も続くと思われます。

このような状況の中で当社は、不採算店舗のスクラップやリプレースにより、収益性の改善を図りながら今後も全国各地に標準化された店舗を積極的に出店し、お客様の利便性向上と地域の寡占化に努めてまいります。商品政策につきましては、お客様の立場に立った品質を備えた商品の開発を推し進めるとともに、中国以外の国への調達範囲の拡大も継続してまいります。加えて、売れ筋商品に絞り込み、品目数を削減することでマスのメリットを最大限に活かし、仕入原価の引き下げを図ります。これらの施策とともに、商品の開発・仕入から販売までの商品計画の精度向上により、売上の機会損失や値下げロスを削減し、売上総利益の確保に努めてまいります。オペレーション面におきましては、ＩＴを駆使し、店舗作業の単純化・標準化を進めコスト低減に繋げます。以上の課題を達成することで業績の向上に努める所存であります。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援を賜わりますようお願い申しあげます。

(6) 主要な事業内容

当社は、ベビー・子供の生活関連用品の販売をチェーンストア展開により行っております。

(7) 主要な事業所および使用人の状況

① 主要な営業所

当社は全国47都道府県で営業活動を行っており、分布状況は次のとおりであります。

・店　舗（合計874店舗）

	都道府県	店舗数		都道府県	店舗数
北海道・東北	北海道	39店	近畿	滋賀県	12店
	青森県	13店		京都府	14店
	岩手県	10店		大阪府	53店
	宮城県	19店		兵庫県	46店
	秋田県	10店		奈良県	10店
	山形県	11店		和歌山県	8店
	福島県	15店		**計**	**157店**
	計	**117店**	中国	鳥取県	5店
関東	茨城県	25店		島根県	6店
	栃木県	15店		岡山県	14店
	群馬県	18店		広島県	21店
	埼玉県	48店		山口県	13店
	千葉県	39店		**計**	**59店**
	東京都	49店	四国	徳島県	8店
	神奈川県	46店		香川県	8店
	計	**240店**		愛媛県	10店
中部	新潟県	20店		高知県	5店
	富山県	9店		**計**	**31店**
	石川県	7店	九州・沖縄	福岡県	41店
	福井県	7店		佐賀県	7店
	山梨県	7店		長崎県	10店
	長野県	16店		熊本県	15店
	岐阜県	14店		大分県	12店
	静岡県	29店		宮崎県	10店
	愛知県	42店		鹿児島県	15店
	計	**151店**		沖縄県	9店
近畿	三重県	14店		**計**	**119店**

・本　社　　兵庫県姫路市

・商品本部三宮事務所　　神戸市中央区

② 使用人の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
632名	17名増	37歳６ヶ月	９年６ヶ月

（注） 従業員数には、派遣社員およびパートタイマー、アルバイトの期中平均人員3,805名（１日勤務時間８時間換算による）は、含んでおりません。

(8) 重要な親会社および子会社の状況
該当事項はありません。

(9) 主要な借入先および借入額
該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　191,220,000株
(2) 発行済株式の総数　　69,588,856株（自己株式4,068,815株を含む）
(3) 当事業年度末の株主数　　20,228名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
いちごトラスト	10,270千株	15.68%
友好エステート株式会社	9,628千株	14.70%
大村禎史	4,826千株	7.37%
BBH FOR FIDELITY LOW−PRICED STOCK FUND（PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO）	4,472千株	6.83%
大村浩一	3,750千株	5.72%
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	1,865千株	2.85%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	1,500千株	2.29%
大村泰子	1,074千株	1.64%
赤鹿いづみ	1,006千株	1.54%
茂理充代	1,006千株	1.54%

（注）1. 持株比率は自己株式4,068,815株を控除して計算しております。
2. 当社が平成22年９月27日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）（以下「信託口」という）が平成22年11月１日付で当社株式230,800株を取得しております。なお、平成27年２月20日現在において信託口が所有する当社株式230,100株を自己株式数に含めて記載しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

① 第14回新株予約権（平成25年５月14日決議分）

・新株予約権の数　1,230個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数　普通株式　123,000株
・新株予約権の行使価額　1,098円
・新株予約権の行使期間　平成27年６月１日～平成32年５月31日

② 第15回新株予約権（平成25年５月14日決議分）

・新株予約権の数　5,913個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数　普通株式　591,300株
・新株予約権の行使価額　1,098円
・新株予約権の行使期間　平成27年６月１日～平成32年５月31日

③ 第16回新株予約権（平成26年５月13日決議分）

・新株予約権の数　200個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数　普通株式　20,000株
・新株予約権の行使価額　1,098円
・新株予約権の行使期間　平成28年６月１日～平成32年５月31日

(注) 第６回ないし第13回新株予約権は、権利失効、行使期間の終了により全て消滅しました。

・上記のうち、当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回　次	個　数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	第14回	1,200個	６名
	第15回	―	―
	第16回	―	―
社外取締役	第14回	30個	１名
	第15回	―	―
	第16回	―	―

(2) 当事業年度中に使用人に交付した新株予約権等の状況

第16回新株予約権（平成26年５月13日決議分）

・新株予約権の数　209個

・新株予約権の目的となる株式の種類および数　普通株式　20,900株

・新株予約権の行使時に払込をすべき金額　１株当たり　1,098円

・新株予約権の行使期間　平成28年６月１日～平成32年５月31日

・新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

また、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

なお、その他の行使条件については、取締役会決議に基づき当社新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社使用人への交付状況

	新株予約権の数	交　付　者　数
当 社 従 業 員	209個	36名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成27年２月20日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長(代表取締役)	大　村　禎　史	友好エステート株式会社代表取締役社長
専務取締役	長谷川　壽　人	組織開発室長兼商品本部長 兼物流本部長兼業務システム室長
常務取締役	廣　田　直　記	店舗運営本部長
取　締　役	北　中　秀　穂	店舗開発本部長兼西日本店舗開発部長
取　締　役	藤　田　正　義	管理本部長
取　締　役	松　尾　光　晃	人事部長
取　締　役	菅　尾　英　文	菅尾英文法律事務所所長（弁護士）
常勤監査役	大　橋　一　喜	
常勤監査役	江　畑　惠　司	
監　査　役	濱　田　　聡	濱田聡経営会計事務所所長（公認会計士） ハマダ税理士法人代表社員（税理士）

（注）1. 取締役菅尾英文氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
なお、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 常勤監査役大橋一喜氏および監査役濱田聡氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

3. 常勤監査役江畑惠司氏は、当社において長年経理部門を担当した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 監査役濱田聡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏　　名	新	旧	異動年月日
長谷川壽人	専務取締役 組織開発室長 兼商品本部長 兼物流本部長 兼業務システム室長	専務取締役 組織開発室長 兼商品本部長 兼雑貨商品本部長 兼物流本部長 兼業務システム室長	平成26年８月21日
北中秀穂	取締役 店舗開発本部長 兼西日本店舗開発部長	取締役 店舗開発部長	平成26年４月９日
藤田正義	取締役 管理本部長	取締役 管理本部長 兼予実績管理部長	平成26年６月21日

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人数	報酬等の額
取締役	７名	152,700千円
監査役	３名	21,000千円
計 （うち社外役員）	10名 （３名）	173,700千円 （21,000千円）

(注) 1. 上記の他、以下のものがあります。

① 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額29,100千円（取締役６名に対し28,400千円、監査役２名に対し700千円）。うち社外役員１名に対し400千円。

② ストックオプションによる報酬額11,500千円（取締役７名に対し11,500千円）。うち社外役員１名に対し280千円。

2. 報酬等の額には使用人兼務役員の使用人部分は含まれておりません。

3. 取締役に対する報酬限度額は、平成８年５月20日の定時株主総会決議により年額200,000千円以内、その他ストックオプション報酬額として平成19年５月15日の定時株主総会決議により年額68,520千円以内（うち社外取締役2,500千円以内）、監査役に対する報酬限度額は、平成17年５月17日の定時株主総会決議により年額30,000千円以内となっております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職の状況および会社と当該他の法人等との関係

取締役菅尾英文氏は菅尾英文法律事務所所長でありますが、同事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役濱田聡氏は濱田聡経営会計事務所所長並びにハマダ税理士法人代表社員でありますが、同事務所並びに同法人と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	菅尾英文	当事業年度開催の取締役会21回のうち18回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	大橋一喜	常勤監査役としての監査活動のほか、当事業年度開催の取締役会21回のうち20回に、監査役会13回のすべてに出席し、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	濱田　聡	当事業年度開催の取締役会21回のうち18回に、監査役会については13回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

公認会計士法第２条第１項に規定する業務（監査証明業務）（注）	40百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の継続監査年数等の諸事情を勘案のうえ、監査役会と取締役会の協議に基づき、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

個人情報保護規程および内部情報管理規程等コンプライアンス体制に関連する各規程を役職員が法令・定款および社会的規範を遵守した行動をとるための行動規範とし、その徹底を図るため、コンプライアンスの取り組みの方向性などについて取締役会で決定する。内部監査室は取締役会の決定に基づいて、コンプライアンスの状況を監査する。また、法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として、内部通報の窓口を設置・運営する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存・管理する。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の事業に関するコンプライアンスおよび各種リスクについては、組織横断的なリスク状況の監視および全社的対応の方向性を取締役会で決定する。その結果を踏まえ、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクへの対応については、必要に応じて、社長が対応責任者となる取締役を定める。また、内部監査室は各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を企業理念や中期経営計画として定める。各業務執行取締役はその目標達成のために各部門の目標数値、課題および具体的施策を決定し、会社の意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を提案する。取締役会はＩＴを活用して定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現時点では企業集団を形成しておらず、該当事項は無い。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人は取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項および当社に重大な影響を及ぼす事項に加え、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容についても必要に応じて報告する体制を整備する。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する為、内部監査室および会計監査人と緊密な連携をとりながら、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて社長、各取締役および使用人に説明を求めることとする。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大規模買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大規模買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株券等の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大規模買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大規模買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大規模買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「夢多き子どもたちの健やかな成長を願い、それを見守る親の温かい愛情は、世界中どこでも同じもの―子どもたちの夢を育み、家族みんなの楽しく豊かな暮らしを支えたい。」との思いのもと、「日常の暮らし用品を幅広く、より安く、より便利に提供する」という経営理念を掲げ、事業を展開しております。また、当社は、そのような理念をより高度な次元で実現し、それをより良く成長させていくことが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に資するものと考えております。

当社は、基本方針の実現に向け、下記(a)「企業価値向上への取組み」、(b)「コーポレート・ガバナンス充実のための取組み」記載の考え方のもと、諸施策を進めております。

(a)「企業価値向上への取組み」

ア　商品開発に対する考え方

「お客様の立場に立った品質を備えた商品」、真の意味でのプライベート・ブランド商品の開発を推し進めております。お客様の立場（使う立場）に立って、「低価格」、「安心・安全」、「買い物や商品を使う楽しさ」を追求することで他社との差別化を図っております。

これらの実現のために、製造業や商社等、他業種出身者を積極的に採用し商品開発を進め、また、商品の低価格維持や安定供給のために、ASEAN諸国等の中国以外の国への調達範囲拡大等の施策を進めております。

イ　店舗運営に対する考え方

「より多くの」お客様の普段の暮らしをより豊かに、より便利に、より楽しくしたいとの思いから、多店舗展開を進めております。また、個々の商品の品揃えはもとより、レイアウト、商品の棚割りや店舗オペレーションまでが単純化及び標準化された店舗を全国に展開することで、価格や商品開発、オペレーションコストに対しても、スケールメリットを活かした量的効果をあげることができると考えております。

加えて、最近では実店舗とは違った形での便利さをお客様に提供するため、インターネット販売の拡大にも取り組んでおります。

ウ　社会貢献に対する考え方

昨今、「少子化問題」、「仕事と子育ての両立」など、「子育て環境の整備」に関する事柄が社会問題になっております。このような問題の諸原因の一つには、お子様を育てる家庭に、経済的・時間的な余裕がないといったことなどがあるのではないかと推察しております。

そのような問題に対して、当社が、育児や出産、成長過程に必要な商品を手ごろな価格で、より便利に提供していくことで、社会に貢献できるのではないかと考えております。諸施策を通じた低価格の維持や、通路が広く標準化されたわかりやすい売場づくりによるショートタイムショッピングの実現等は、当社が長年取り組んできた課題であります。

(b)「コーポレート・ガバナンス充実のための取組み」

当社は、経営の健全化、迅速化及び透明性の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題の１つであると認識するとともに、企業としての社会的責任であると考えております。

経営の透明性、公正性をさらに高めるために、社外取締役を選任しております。社外取締役は、弁護士としての豊富な経験と高い知見をもとに当社の経営への関与をしております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役機能強化のため社外監査役を選任しております。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行い、業務執行の適法性チェックを中心に、会計監査人との連携を緊密にとり、経営の透明性向上を図っております。

また、財務報告に係る内部統制基本方針を制定しており、内部統制制度の運用においては内部統制委員会及びタスクフォースにより、その内容と実施状況を検証しております。内部統制委員会は月１回開催され、各部署における内部統制責任者をはじめ、監査役及び内部監査室も参加して財務報告に係る内部統制の有効性を高めております。

さらに、企業価値を保全することを目的として、企業価値を損なう可能性のあるリスクについて、予防、発生時の対応、再発防止策等を定めたリスク管理規程を制定しております。

コンプライアンス面では、従業員行動規範及び部署毎の行動規範マニュアルを制定し、社内の倫理観醸成を図っております。また、社内における情報の周知徹底と透明性の向上を目的とした社報規程を制定し、総務部が主体となって全社の従業員が必要な情報を共有する体制をとっており、周知の必要がある情報を社報にまとめ、イントラネットで各部・各個人に伝達しております。

以上のような企業統治の体制を採用することで、十分なコーポレート・ガバナンスが達成、維持できると考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(a) 本プランの目的

当社は、平成26年９月30日開催の当社取締役会の決議に基づき、基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付けルール」といいます。）を設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入いたしました。

(b) 本プランの概要

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合の合計が20％以上となる買付行為、当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け、又は結果としてその保有者及びその共同保有者の株券等保有割合が20％以上となる当社の他の株主との合意等（共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第５項及び第６項に規定する共同保有者に該当することとな

る行為をいいます。）（いずれも当社取締役会があらかじめ同意したものを除くものとします。以下、それらの行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様に適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大規模買付者に対して、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為について評価、検討、大規模買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断した場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大規模買付者は、大規模買付けルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

本プランの有効期間は、平成26年９月30日から平成27年５月12日に開催予定の当社第59期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終了の時までとし、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時まで延長するものとします。

（注）当社は、平成27年４月17日開催の取締役会において、本プランについて、本定時株主総会の承認を条件として、その内容を一部変更の上、継続することを決議しており、第５号議案として当該継続に係る議案を本定時株主総会に付議いたします。継続後の「当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」の内容につきましては、第59期定時株主総会招集ご通知44頁以降をご参照下さい。

(4) 各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(a) 上記(2)について

上記(2)に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがいまして、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損うものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

(b) 上記(3)について

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。また、本プランは、①買収防衛策に関する各指針等に適合していること、②株主の皆様の意思が重視されていること、③取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること、④デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

貸借対照表

（平成27年２月20日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	68,041	流動負債	33,907
現金及び預金	41,720	支払手形	938
売掛金	1,323	電子記録債務	19,848
商品	22,109	買掛金	7,311
前払費用	355	リース債務	166
繰延税金資産	410	未払金	2,405
一年内回収予定の建設協力金	1,174	未払法人税等	1,377
預け金	654	未払消費税等	518
その他	294	預り金	171
		賞与引当金	568
		設備関係支払手形	452
		その他	148
固定資産	21,457	固定負債	2,044
有形固定資産	7,168	リース債務	277
建物	2,897	退職給付引当金	501
構築物	906	役員退職慰労引当金	329
機械及び装置	69	資産除去債務	897
車両運搬具	4	その他	38
什器備品	706	負債合計	35,951
土地	2,358	（純資産の部）	
リース資産	141	株主資本	53,297
建設仮勘定	84	資本金	2,523
無形固定資産	477	資本剰余金	2,321
ソフトウエア	131	資本準備金	2,321
リース資産	279	その他資本剰余金	0
電話加入権	64	利益剰余金	52,025
その他	1	利益準備金	132
投資その他の資産	13,811	その他利益剰余金	51,893
投資有価証券	458	圧縮積立金	49
出資金	0	特別償却準備金	60
長期前払費用	1,183	別途積立金	47,841
繰延税金資産	472	繰越利益剰余金	3,942
建設協力金	7,976	自己株式	△3,572
敷金・保証金	3,690	評価・換算差額等	133
その他	35	その他有価証券評価差額金	96
貸倒引当金	△5	繰延ヘッジ損益	36
		新株予約権	117
資産合計	89,499	純資産合計	53,547
		負債・純資産合計	89,499

損　益　計　算　書

（自　平成26年２月21日　至　平成27年２月20日）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売　上　高		128,526
売 上 原 価		81,727
売　上　総　利　益		46,799
販売費及び一般管理費		41,486
営　業　利　益		5,312
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	131	
期日前決済割引料	27	
そ　の　他	70	229
営 業 外 費 用		
支　払　利　息	8	
支　払　手　数　料	5	
売　電　費　用	13	
そ　の　他	1	29
経　常　利　益		5,512
特　別　利　益		
新株予約権戻入益	227	227
特　別　損　失		
店　舗　閉　鎖　損　失	110	
減　損　損　失	30	141
税引前当期純利益		5,598
法人税、住民税及び事業税	2,404	
法　人　税　等　調　整　額	△61	2,343
当　期　純　利　益		3,255

株主資本等変動計算書

（自　平成26年２月21日　至　平成27年２月20日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						圧縮積立金	特別償却準備金
当期首残高	2,523	2,321	0	2,321	132	51	70
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				—			
当期純利益				—			
自己株式の取得				—			
自己株式の処分			0	0			
圧縮積立金の積立				—		0	
圧縮積立金の取崩				—		△2	
特別償却準備金の積立				—			0
特別償却準備金の取崩				—			△9
別途積立金の積立				—			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				—			
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	△2	△9
当期末残高	2,523	2,321	0	2,321	132	49	60

（単位：百万円）

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	46,163	3,611	50,028	△2,772	52,100
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,258	△1,258		△1,258
当期純利益		3,255	3,255		3,255
自己株式の取得			—	△800	△800
自己株式の処分			—	0	0
圧縮積立金の積立		△0	—		—
圧縮積立金の取崩		2	—		—
特別償却準備金の積立		△0	—		—
特別償却準備金の取崩		9	—		—
別途積立金の積立	1,678	△1,678	—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			—		—
事業年度中の変動額合計	1,678	330	1,997	△800	1,196
当期末残高	47,841	3,942	52,025	△3,572	53,297

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	73	△13	59	277	52,437
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			—		△1,258
当期純利益			—		3,255
自己株式の取得			—		△800
自己株式の処分			—		0
圧縮積立金の積立			—		—
圧縮積立金の取崩			—		—
特別償却準備金の積立			—		—
特別償却準備金の取崩			—		—
別途積立金の積立			—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	22	50	73	△159	△86
事業年度中の変動額合計	22	50	73	△159	1,110
当期末残高	96	36	133	117	53,547

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.　資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法……時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法……売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2.　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

(リース資産を除く)　ただし、平成10年４月以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産……定額法

(リース資産を除く)　なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成21年２月20日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用……定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、発生した翌年度に一括して費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金……役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建輸入取引

③ ヘッジ方針
為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しております。なお、当社は投機目的のデリバティブ取引は行わないこととしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

(2) 消費税等の会計処理方法……税抜方式

（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額　　11,599百万円

2. 有形固定資産の減損損失累計額
当該資産の金額から直接控除しております。

3. コミットメントライン契約
当社では資金調達の安定性を高めるため、取引銀行１行とコミットメントライン契約を締結しております。
この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

コミットメントライン極度額	5,000百万円
借入実行残高	―
借入未実行残高	5,000百万円

（損益計算書に関する注記）

1. 店舗閉鎖損失の内容
賃貸借契約の解約による違約金等の損失であります。

2. 減損損失
当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

用　途	場　所	種類および金額	
事業用資産（店舗）	神奈川県他1都1府12県21店舗	建物	20百万円
		構築物	3百万円
		什器備品	3百万円
		その他	3百万円
		合計	30百万円

当社は、事業用資産と遊休資産に区分し、事業用資産は事業所ごと、遊休資産は各物件ごとにグルーピングしております。
上記の事業用資産については、継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当事業年度末日における発行済株式総数

普通株式　　69,588,856株

2. 当事業年度末日における自己株式数

普通株式　　4,068,815株

（注）当社が平成22年９月27日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）（以下「信託口」という）が平成22年11月１日付で当社株式230,800株を取得しております。なお、平成27年２月20日現在において信託口が所有する当社株式230,100株を自己株式数に含めて記載しております。

3. 当事業年度中に実施した剰余金の配当

決　　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成26年５月13日定時株主総会	普通株式	666百万円	10円00銭	平成26年２月20日	平成26年５月14日
平成26年９月30日取締役会	普通株式	596百万円	９円00銭	平成26年８月20日	平成26年11月４日

（注）配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）に対する配当金を含んでおります。

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成27年５月12日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	657百万円	10円00銭	平成27年２月20日	平成27年５月13日

（注）配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）に対する配当金を含んでおります。

（税効果会計に関する注記）

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
賞与引当金	201百万円
未払事業税	97百万円
その他	111百万円
繰延税金資産の合計	410百万円

(2) 固定資産

繰延税金資産	
資産除去債務	320百万円
退職給付引当金	177百万円
役員退職慰労引当金	116百万円
減価償却超過額	87百万円
減損損失累計額	96百万円
その他	2百万円
繰延税金負債	
建設協力金・保証金	△120百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△96百万円
圧縮積立金	△27百万円
その他有価証券評価差額金	△52百万円
特別償却準備金	△33百万円
繰延税金資産の純額	472百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

法定実効税率	37.8%
(調整)	
住民税均等割	5.3%
その他	△1.3%
税効果会計適用後の負担税率	41.8%

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年２月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.8％から35.4％になります。

この税率の変更による影響額は軽微であります。

（退職給付会計に関する注記）

（退職一時金制度）

1. 採用している退職給付制度
   退職金支給細則に基づく退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度
   (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	408百万円
勤務費用	33百万円
利息費用	6百万円
数理計算上の差異の発生額	△2百万円
退職給付の支払額	△7百万円
退職給付債務の期末残高	438百万円

   (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	438百万円
未認識数理計算上の差異	2百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	441百万円

退職給付引当金	441百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	441百万円

   (3) 退職給付費用及びその他内訳項目の金額

勤務費用	33百万円
利息費用	6百万円
数理計算上の差異の費用処理額	34百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	74百万円

   (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.5%

（株式給付制度）

1. 採用している退職給付制度
   株式給付規程に基づく、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式またはそれに相当する金銭を給付する株式給付制度を採用しております。

2. 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	60百万円
退職給付引当金	60百万円

3. 退職給付費用の内訳

株式給付規程に基づく期末勤務ポイントの積立	25百万円

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

1. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

リース取引開始日が平成21年２月20日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額
該当事項はありません。

(2) 未経過リース料期末残高相当額およびリース資産減損勘定期末残高
該当事項はありません。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失

（単位：百万円）

支払リース料	65
リース資産減損勘定の取崩額	2
減価償却費相当額	59
支払利息相当額	0
減損損失	0

(4) 減価償却費相当額および利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料

（単位：百万円）

1年内	7,840
1年超	10,864
合計	18,705

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては短期的な預金等に限定しております。

デリバティブについては、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金および預け金は取引先の信用リスクに晒されています。売掛金の内容は主にクレジットカード売上に係るものであり、また、預け金の内容は、店舗売上金の日々の一時的な預入金であり、１週間以内に取引先から本社口座に入金される形式となっております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

建設協力金および敷金・保証金は、主に出店に係る賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および電子記録債務および買掛金並びに未払金はそのほとんどが４ヶ月以内の支払期日です。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後５年であります。

デリバティブ取引の内容は為替予約取引であり、為替相場の変動によるリスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金および預け金については、定期的に取引先の財務状況等の信用調査を行うとともに取引相手ごとに期日および残高の管理を行っております。

投資有価証券は、そのすべてが上場株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

建設協力金および敷金・保証金についても、定期的に差入先の財務状況等の信用調査を行うことにより回収懸念の早期把握を行っております。

デリバティブ取引に係る意思決定は、「外国為替管理規程」に従い、「為替委員会」にて行われます。為替委員会は、外国為替において発生する為替リスクについて、そのリスクの回避方針、手段等の意思決定機関として設置されており、月１回の定期委員会の開催を同規程で定めております。また、同規程を受けた「外国為替取扱マニュアル」に従い経理部が為替予約に関する業務を行い、月ごとの委員会で為替予約の状況報告をすることとなっております。なお、デリバティブ取引の契約先は、当社と取引のある信用度の高い国内の銀行であるため、取引先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年２月20日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	41,720	41,720	―
(2) 売掛金	1,323	1,323	―
(3) 預け金	654	654	―
(4) 投資有価証券	458	458	―
(5) 建設協力金（※1）	9,150	9,779	628
(6) 敷金・保証金	3,690	3,553	△137
資産計	56,998	57,490	491
(1) 支払手形	938	938	―
(2) 電子記録債務	19,848	19,848	―
(3) 買掛金	7,311	7,311	―
(4) 未払金	2,405	2,405	―
(5) 未払法人税等	1,377	1,377	―
(6) リース債務（※2）	443	441	△2
負債計	32,326	32,324	△2
デリバティブ取引（※3）	56	56	―

（※1）１年内回収予定の建設協力金を含んでおります。
（※2）１年内返済予定のリース債務を含んでおります。
（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金および(3) 預け金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券
投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 建設協力金および(6) 敷金・保証金
これらは、契約ごとの将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 未払金および(5) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務
リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引
デリバティブ取引は全てヘッジ会計を適用しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	815円48銭
１株当たり当期純利益	49円34銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	―

（注）1. 「１株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「１株当たり当期純利益」および「潜在株式調整後１株当たり当期純利益」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が所有する当社株式を含めております。
2. 希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益は記載しておりません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年３月24日

株式会社　西松屋チェーン
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木　村　文　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　田　　明　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社西松屋チェーンの平成26年２月21日から平成27年２月20日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年２月21日から平成27年２月20日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年３月30日

株式会社　西松屋チェーン　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　大　橋　一　喜　㊞

常勤監査役　江　畑　惠　司　㊞

社外監査役　濱　田　　聡　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社をとりまく環境は依然として厳しいものがありますが、株主の皆様への安定的な利益還元を維持するとともに、業績や今後の出店計画等を考慮したうえで次のとおりといたしたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は657,501,410円となります。

これにより中間配当金（１株につき９円）と合わせまして、年間配当金は１株につき19円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年５月13日といたしたいと存じます。

2.　その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　2,035,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　2,035,000,000円

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（７名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おおむらよしふみ 大村禎史 (昭和30年２月７日生)	昭和54年４月　山陽特殊製鋼株式会社入社 昭和60年９月　当社入社 当社取締役 平成２年４月　当社専務取締役 平成８年５月　当社代表取締役副社長 平成12年５月　当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 友好エステート株式会社代表取締役社長	4,826,988株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	はせがわ　ひさと 長谷川　壽　人 (昭和28年11月17日生)	昭和52年４月　当社入社 平成５年６月　当社総務部長兼株式公開部長 平成７年10月　当社店舗開発設備管理部長 平成８年７月　当社人事総務部長 平成11年３月　当社第四商品部長 平成11年10月　当社人事採用教育部長 平成14年７月　当社経理部長 平成17年５月　当社取締役経理部長 平成18年５月　当社取締役経理IT部長 平成19年１月　当社取締役人事・総務・IT本部長 平成19年９月　当社取締役管理本部長 平成20年９月　当社取締役店舗運営本部長 平成21年８月　当社取締役管理本部長 平成22年５月　当社常務取締役管理本部長 平成22年12月　当社常務取締役組織開発室長兼管理本部長 平成23年８月　当社常務取締役組織開発室長兼管理本部長兼DB統括本部長 平成23年12月　当社常務取締役組織開発室長兼繊維商品開発本部長兼雑貨商品開発本部長兼DB統括本部長 平成24年３月　当社常務取締役組織開発室長兼繊維商品開発本部長兼雑貨商品開発本部長兼DB統括本部長兼業務システム室長 平成25年５月　当社専務取締役組織開発室長兼商品本部長兼雑貨商品本部長兼物流本部長兼業務システム室長 平成26年８月　当社専務取締役組織開発室長兼商品本部長兼物流本部長兼業務システム室長 平成27年３月　当社専務取締役組織開発室長兼商品本部長兼物流本部長(現任)	60,062株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	きた　なか　ひで　ほ 北　中　秀　穂 (昭和34年11月25日生)	昭和57年４月　当社入社 平成14年３月　当社第１店舗開発設備管理部長 平成19年９月　当社商品開発本部第三商品開発部長 平成20年９月　当社店舗開発部長 平成21年５月　当社取締役店舗開発部長 平成26年４月　当社取締役店舗開発本部長兼西日本店舗開発部長 平成27年３月　当社取締役店舗運営本部長(現任)	10,000株
4	ふじ　た　まさ　よし 藤　田　正　義 (昭和39年２月７日生)	昭和62年４月　当社入社 平成19年３月　当社店舗開発・経理本部経理部長 平成19年９月　当社管理本部経理部長 平成21年５月　当社取締役経理部長 平成23年２月　当社取締役予実績管理室長兼経理部長 平成23年11月　当社取締役予実績管理室長兼管理本部長兼経理部長 平成24年９月　当社取締役管理本部長兼予実績管理部長兼経理部長 平成25年３月　当社取締役管理本部長兼予実績管理部長 平成26年６月　当社取締役管理本部長 平成27年３月　当社取締役店舗開発本部長兼西日本店舗開発部長(現任)	14,300株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	まつ　お　みつ　あき 松　尾　光　晃 (昭和35年12月15日生)	昭和58年４月　当社入社 平成20年３月　当社管理本部人事部長 平成23年２月　当社執行役員管理本部人事部長 平成25年３月　当社執行役員人事部長兼人事課長 平成25年５月　当社取締役人事部長 平成27年３月　当社取締役管理本部長兼人事部長兼業務システム部長(現任)	17,400株
6	すが　お　ひで　ふみ 菅　尾　英　文 (昭和22年８月31日生)	昭和57年６月　菅尾英文法律事務所開設 (現在に至る) 平成６年５月　当社取締役(現任) 平成19年６月　沢井製薬株式会社監査役 平成24年６月　同社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 菅尾英文法律事務所所長(弁護士)	21,500株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者菅尾英文氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 菅尾英文氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と見識により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって21年となります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役濱田聡氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏　　名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
はま　だ　　さとし 濱　田　　聡 (昭和27年10月３日生)	昭和51年４月　監査法人中央会計事務所入所 昭和56年８月　監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 昭和59年９月　公認会計士濱田聡経営会計事務所開設(現在に至る) 平成６年５月　当社監査役(現任) 平成17年６月　ＷＤＢ株式会社(現ＷＤＢホールディングス株式会社)監査役(現任) 平成26年９月　ハマダ税理士法人設立(現在に至る) (重要な兼職の状況) 濱田聡経営会計事務所所長(公認会計士) ハマダ税理士法人代表社員(税理士)	―株

(注) 1.　監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.　監査役候補者濱田聡氏は、社外監査役候補者であります。
3.　濱田聡氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって21年となります。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任される取締役廣田直記氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準により、相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は当社取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
ひろ　た　なお　き 廣　田　直　記	平成14年５月　当社取締役 平成18年５月　当社常務取締役(現任)

第５号議案　当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成26年９月30日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号において定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ(2)において定義されるものをいいます。）として、当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

旧プランの有効期間は、本定時株主総会の終了の時までとしておりますが、当社では、旧プランについて、その導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、継続の是非を含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成27年４月17日開催の当社取締役会において、基本方針を引き続き維持することを確認するとともに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、下記のとおり字句・表現等、旧プランの内容を一部変更のうえ、当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）を継続することを決議いたしました。

つきましては、株主の皆様に、本プランの継続についてご承認をお願いするものであります。

なお、本プランによる買収防衛策の継続を決議した平成27年４月17日開催の当社取締役会においては、社外監査役を含む当社監査役全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、全員が本プランによる買収防衛策の継続に賛同する旨の意見を述べております。

また、平成27年２月20日現在における当社の大株主の状況は、参考資料１「大株主の状況」のとおりであり、現時点において、特定の第三者から当社株券等の大規模買付行為を行う旨の通告又は提案等を受けている事実はありません。

記

1. 本プラン継続の目的

本プランは、基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反するような株券等の大規模買付けを抑止するためには、大規模買付けを行う者に対して、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大規模買付けを行う者が提案する事業及び経営の方針等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響を当社取締役会が評価・検討して株主の皆様の判断の参考に供すること、当社取締役会が大規模買付けを行う者との間で当社の事業及び経営の方針等について交渉・協議を行い、当社取締役会としての事業及び経営の方針等に関する代替案を株主の皆様に提示するというプロセスを確保するとともに、場合によっては、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対して回復し難い損害をもたらすことを防止するため、当社株券等の大規模買付けに対する対抗措置を発動することが必要であると考えております。

なお、平成27年２月20日現在、当社代表取締役社長である大村禎史、その直接の支配がおよぶ資産管理会社及び親族等によって発行済株式総数の31.64％が保有されております。しかしながら、当社が公開会社である以上、当社株券等の譲渡や議決権等の権利行使は株主の皆様の自由な意思によるものであることから、議決権行使は、個々の判断のもとで行われており、また各々の意思や事情により譲渡、相続その他の処分がなされ、今後分散化が進んでいく可能性が考えられ、必ずしも将来の安定性までも保証するものではありません。

また、当社独自のビジネスモデルであるベビー子供日用品の専門店をチェーン化する経営ノウハウ等は、将来的にも、潜在的な買収リスクにさらされることは十分考えられます。

これらの事情を鑑みますと、今後当社株券等に対して企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するような大規模買付けがなされる可能性は否定できず、大規模買付けが発生した場合に、株主の皆様のために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となんら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の継続が必要であると考えております。

以上のことから、当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付けルール」といいます。）を設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを継続することといたしました。

2. 本プランの概要

本プランは、当社が発行者である株券等（注１）について、保有者（注２）及びその共同保有者（注３）の株券等保有割合（注４）の合計が20％以上となる買付行為、当社が発行者である株券等（注５）について、公開買付け（注６）を行う者及びその特別関係者（注７）の株券等所有割合（注８）の合計が20％以上となる公開買付け、又は結果としてその保有者及びその共同保有者の株券等保有割合の合計が20％以上となる当社の他の株主との合意等（共同して当社株券等（注９）を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主とし

ての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第５項及び第６項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。）（いずれも当社取締役会があらかじめ同意したものを除くものとします。以下、それらの行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様に適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大規模買付者に対して、事前に大規模買付情報（下記3.(1) イ「情報の提供」において定義します。）の提供を求め、当該大規模買付行為について評価、検討、大規模買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会（詳細については下記3.(3) ア「独立委員会の設置」をご参照ください。）の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断した場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大規模買付者は、大規模買付けルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

なお、本プランの手続の流れについては、参考資料２「本プランの概要」をご参照ください。

注１　株券等：金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。
注２　保有者：金融商品取引法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。
注３　共同保有者：金融商品取引法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。

注４　株券等保有割合：金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注５　株券等：金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等を意味します。

注６　公開買付け：金融商品取引法第27条の２第６項に規定する公開買付けを意味します。

注７　特別関係者：金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項に規定する者を除くものとします。

注８　株券等所有割合：金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注９　株券等：金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。

3.　大規模買付けルールの内容

(1) 大規模買付者に対する情報提供の要請

ア　買付意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社取締役会に対して、大規模買付者の氏名又は名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等の大規模買付者の基本情報、大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要及び大規模買付けルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

イ　情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した後10営業日（日本国内における土曜・日曜及び祝日を除きます。）以内に、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供し

ていただく情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者には、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。提供を求める大規模買付情報の項目は下記①乃至⑩のとおりです。

① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下、同様とします。）の概要（具体的な名称、事業内容、資本構成及び財務内容等を含みます。）
② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（対象となる株券等の種類及び数、対価の種類及び価額、実施時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行の蓋然性並びに大規模買付行為後に当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
③ 大規模買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
④ 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定機関の情報、算定に用いた数値情報及び一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等を含みます。）
⑤ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
⑥ 大規模買付行為後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策
⑦ 大規模買付行為後における顧客、取引先及び当社従業員等その他当社のステークホルダーに対する対応方針
⑧ 当社の大規模買付者以外の株主の皆様との間の利益相反を回避するための具体的方策
⑨ 反社会的勢力又はテロ関連組織との関連性の有無及び関連性がある場合にはその内容
⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、その全部又は一部につき、適時適切に開示を行います。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断されるときは、その旨並びに下記(2)において定義する本検討期間の始期及び終期を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適時適切に開示を行います。

(2) 当社取締役会における大規模買付行為の検討等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、以下で定義する本検討期間内に、大規模買付者から受領した大規模買付情報及び当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大規模買付者による大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大規模買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとし（以下、当該一連の検討を「本検討」といいます。）、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

当社取締役会は、本検討を行うにあたって、下記(3)「独立委員会の勧告」記載の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、本検討を行う期間（以下「本検討期間」といいます。）として、大規模買付行為の内容に応じて、下記a.及びb.の期間を設定し、大規模買付者は、本検討期間が経過するまで（ただし、当社取締役会が、下記4.(1) ウのとおり、株主総会の開催を決定した場合については当社株主総会において対抗措置の是非が決定されるまで）は大規模買付行為を開始することができないものとします。

a. 現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合
情報提供完了通知を行った日から60日間（初日不算入）

b.　a.以外の方法による大規模買付行為の場合
情報提供完了通知を行った日から90日間（初日不算入）

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においてもなお、本検討が十分に行われていないと判断した場合には、独立委員会に対する諮問を経て、その決議により、本検討期間を最大30日間延長できるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大規模買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

(3) 独立委員会の勧告

ア　独立委員会の設置

本プランにおいては、大規模買付者に対する対抗措置の発動にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会を設置し（独立委員会の規則の概要については参考資料３「独立委員会規則の概要」のとおりです。）、その判断を経ることとします。

独立委員会は３名以上の委員で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役、社外監査役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任されるものとします。本プランの継続について株主の皆様のご承認をいただいた後の独立委員候補者及びその略歴等については参考資料４「独立委員会の委員の略歴」をご参照ください。

イ　独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間内において審議・検討し、当社取締役会に対して、勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、当社取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。）を行います。

独立委員会は、当社取締役会を通じて受領した大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報に基づいて、審

議・検討を行うものとしますが、審議・検討にあたり、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大規模買付者に対して、適宜回答期限を定めたうえで、追加情報の提供を求めることができるものとします。

また、独立委員会は、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めたうえで、大規模買付者の大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合に限ります。）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができるものとします。

さらに、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、その判断を行うにあたり、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重したうえで、決議を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して勧告を行った後であっても、当該勧告後に大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとします。

4. 大規模買付行為に対する対抗措置

(1) 対抗措置発動の条件

ア 大規模買付けルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に重大な影響力を与えうる規模の大規模買付行為について、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様に、大規模買付情報をはじめとする大規模買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要かつ十分な情報、大規模買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見及び代替案の提案等

を受ける機会の提供並びにこれらの検討のために必要かつ十分な時間を確保することを目的として一定の手続を定めているものです。

したがいまして、大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守している場合であっても、当社取締役会が、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大規模買付行為の内容等を検討した結果、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、かつ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の決議を行うものとします。ここで、大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる場合とは、具体的には、下記①乃至⑧のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
② 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又はそのグループに移譲させる目的で大規模買付行為を行っている場合
③ 当社の会社経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合
④ 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合

⑤　最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様に事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）等に代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による大規模買付行為を行っている場合

⑥　買付けの条件（買付対価の価格・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後の経営方針・事業計画並びに買付け後における当社の他の株主及びステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付けの場合

⑦　大規模買付者及びその経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると公序良俗の観点から合理的に判断される場合

⑧　大規模買付者による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損され、ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく毀損される場合

イ　大規模買付けルールが遵守されない場合

大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ウ　株主総会の開催

上記ア「大規模買付けルールが遵守された場合」記載のとおり、大規模買付けルールが遵守された場合には、当社取締役会において、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、本プランに従った対抗措置の発動の是非に関する決議に際して、大規模買付者による大規模買付行為の内容、時間

的猶予等諸般の事情を考慮のうえ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な範囲で可及的速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動の是非に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大規模買付行為を開始してはならないものとします。

(2) 対抗措置の発動及びその内容

当社取締役会は、大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守しない場合又は大規模買付けルールを遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するものとします。また、対抗措置の発動に関し、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様の判断に従って、対抗措置の発動の是非を決定するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々の状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は参考資料５「新株予約権の概要」のとおりです。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大規模買付行為の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前

提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合又は対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会への諮問を経たうえで、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回することができるものとします。

また、当社は、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回する場合には適時適切に開示を行います。

5. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会において、本プランの継続に関する議案が承認されることを条件として、継続されるものとします。本定時株主総会において承認が得られた場合の有効期間は、当該承認決議の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。

もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの導入及び継続の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当該修正により株主の皆様に不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正又は変更することができるものとします。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び内容その他の事項について、適時適切に開示を行います。

6. 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 本プランが基本方針に沿うものであることについて

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うこと

などを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2) 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

ア　買収防衛策に関する各指針等に適合していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足し、また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本プランは、企業価値研究会が平成20年６月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっております。

イ　株主の皆様の意思が重視されていること

当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを継続させていただく予定です。また、上記5.「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間は３年間であり、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。したがいまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様の意思が尊重されることになっております。

これらに加えて、上記4.(1) ウ「株主総会の開催」記載のとおり、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合又は独立委員会からの勧告があった場合には、株主総会を開催し、

対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様の意思が反映されます。

また、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、上記3.(1)「大規模買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

ウ　取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること

①　独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記3.(3)「独立委員会の勧告」記載のとおり、独立委員会が、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討したうえで当社取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

②　合理的な客観的要件の設定

対抗措置は、上記4.「大規模買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大規模買付者が、本プランにおいて定められた大規模買付けルールを遵守しない場合又は大規模買付行為が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動されることとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

エ　デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記5.「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（注10）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（注11）でもありません。

注10　デッドハンド型買収防衛策：取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策を意味します。
注11　スローハンド型買収防衛策：取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策を意味します。

7.　株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等について

(1) 本プランの継続が株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

本プランは、継続時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はありません。

もっとも、本プランは、株主の皆様及び投資家の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な時間及び情報を確保することや、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主の皆様及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、株主の皆様及び投資家の皆様は、必要かつ十分な時間及び情報に基づいて、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えております。したがいまして、本プランの継続は、株主の皆様及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記4.「大規模買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大規模買付者が大規模買付けルールを遵守するか否かにより、当該大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向に十分ご注意ください。

(2) 対抗措置の発動時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付けルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切に開示を行います。

当社取締役会が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行った場合、大規模買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置発動の対象となった大規模買付者を除く株主の皆様については、当該対抗措置の仕組み上、保有する当社株式の希釈化等が生じることはなく、法的権利又は経済的側面において格別の損失が生じる事態が生じることは想定されておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式１株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の取引を行った株主の皆様又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がありますのでご留意ください。

(3) 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様において必要となる手続

対抗措置として考えられるもののうち、参考資料５「新株予約権の概要」の記載に従って新株予約権の無償割当てを行う場合及び当社が新株予約権を取得する場合について、株主の皆様に関連する手続は、以下のとおりです。

ア　新株予約権の無償割当て

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社

取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主名簿に記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日までに株主として、株主名簿に記録されている必要がありますのでご留意ください。

イ　新株予約権の行使

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。当該手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

ウ　当社による新株予約権の取得

当社が、新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合、当社が新株予約権の取得に必要な所定の手続を行えば、当該取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がありますのでご留意ください。

以　上

参考資料１

大株主の状況

平成27年２月20日現在

氏名又は名称	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
いちごトラスト	10,270	14.76
友好エステート株式会社	9,628	13.84
大村禎史	4,826	6.94
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	4,472	6.43
大村浩一	3,750	5.39
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口 再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	1,865	2.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	1,500	2.16
大村泰子	1,074	1.54
赤鹿いづみ	1,006	1.45
茂理充代	1,006	1.45

※　所有株式数は千株未満を切り捨てております。

※　発行済株式総数に対する所有株式数の割合は小数点以下第３位を四捨五入しております。

※　上記のほか、当社は、自己株式3,838,715株（発行済株式総数に対する割合5.52%）を保有しております。なお、自己株式の数には、株式給付信託（J-ESOP）が保有する230,100株は含まれておりません。

参考資料２

本プランの概要

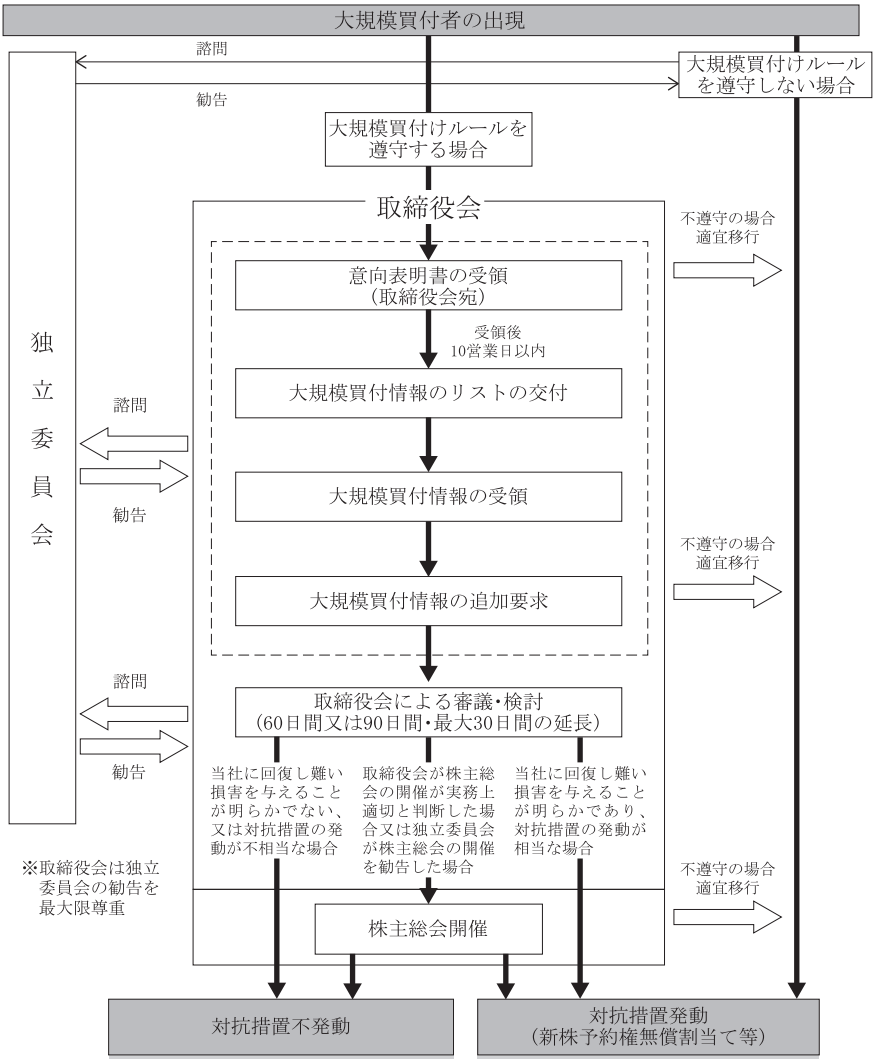

上記フローチャートは、あくまで大規模買付ルールの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、大規模買付ルールの詳細内容については本文をご参照下さい。

参考資料３

独立委員会規則の概要

1. 設置の目的
   独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保し、取締役会の恣意的判断を排除するために設置される。
2. 構成
   独立委員会の委員は３名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。）の中から選任される。
3. 委員の任期
   (1) 独立委員会の委員の任期は、選任の時から、１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。
   (2) 増員又は補欠として選任された独立委員会の委員の任期は、在任委員の任期の満了する時までとする。
4. 招集手続
   独立委員会は、当社代表取締役の要請により、独立委員会の決議により選定される議長又は各委員が招集する。
5. 決議方法
   独立委員会の決議は、原則として、委員全員が出席し、全会一致をもってこれを行う。
6. 権限事項
   (1) 独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い、当社取締役会に対して勧告を行う。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行うものとする。
      ① 本プランにおける対抗措置の発動の是非（株主総会の開催を求めるか否かを含む。）
      ② 本プランにおける対抗措置の中止又は撤回
      ③ 大規模買付者から提出された情報が必要かつ十分であるか否か
      ④ (2)に基づき大規模買付者に対して追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
      ⑤ 本検討期間の延長の可否
      ⑥ 株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更

⑦　その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

(2) 独立委員会は、審議・検討にあたり、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大規模買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。

7. 委員会への出席

独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員等を独立委員会に出席させ、必要な情報の提供を求めることができる。

8. 第三者の助言

独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以　上

参考資料４

独立委員会の委員の略歴

菅　尾　英　文（すがお　ひでふみ）
【略 歴】
昭和22年８月31日生
昭和57年６月　菅尾英文法律事務所開設（現在に至る）
平成６年５月　当社取締役（現任）
平成19年６月　沢井製薬株式会社監査役
平成24年６月　同社取締役（現任）

菅尾英文氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。同氏および同氏の所属する組織と当社との間に特別の利害関係はございません。
なお、菅尾英文氏は東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。

濱　田　　聡（はまだ　さとし）
【略 歴】
昭和27年10月３日生
昭和51年４月　監査法人中央会計事務所入所
昭和56年８月　監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社
昭和59年９月　公認会計士濱田聡経営会計事務所開設（現在に至る）
平成６年５月　当社監査役（現任）
平成17年６月　ＷＤＢ株式会社（現ＷＤＢホールディングス株式会社）監査役（現任）
平成26年９月　ハマダ税理士法人設立（現在に至る）

濱田聡氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。同氏および同氏の所属する組織と当社との間に特別の利害関係はございません。

田　淵　智　久（たぶち ともひさ）
【略 歴】
昭和32年12月９日生
昭和59年４月　弁護士登録
平成３年４月　森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所
平成19年４月　末吉綜合法律事務所（現潮見坂綜合法律事務所）開設（現在に至る）
平成23年６月　株式会社バンダイナムコホールディングス社外取締役（現任）
平成25年６月　楽天銀行株式会社社外監査役（現任）
平成26年６月　株式会社アコーディア・ゴルフ社外取締役（現任）

田淵智久氏および同氏の所属する組織と当社との間に特別の利害関係はございません。

参考資料５

新株予約権の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数
   当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）１株につき１個以上で当社取締役会が定める割合に従って新株予約権を無償で割り当てる。
2. 目的である株式の種類及び数
   新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個の行使により交付される当社普通株式の数は１株とする。また、当社が株式分割若しくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。
3. 無償割当ての効力発生日
   当社取締役会において別途定める。
4. 行使に際して出資される財産の価額
   各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式１株当たり金１円以上として当社取締役会において定める額とする。
5. 譲渡制限
   新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得
   当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、7.において定める、行使条件を満たさないため新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権１個につき、当社普通株式１株を交付することができる。
7. 新株予約権の行使条件
   ①大規模買付者、②大規模買付者の共同保有者、③大規模買付者の特別関係者及び④上記①乃至③に該当する者から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。
8. 行使期間等
   新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以　上

第６号議案　従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社従業員に対し、以下の要領により、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

Ⅰ．特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起することにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプションを実施するためであります。

Ⅱ．新株予約権の発行要領

1.　新株予約権の割当を受ける者

当社従業員（当社の定める資格を新たに取得した者等）

2.　新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式170,000株を上限とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

3.　発行する新株予約権の総数

1,700個を上限とする。（新株予約権１個当たりの目的たる株式の数は100株。ただし、Ⅱ.2.に定める株式の数の調整を行った場合、同様の調整を行うものとする。）

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権１個当たりの行使時における払込金額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、Ⅱ.3.に定める新株予約権１個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）と新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）および1,098円のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

6. 新株予約権の権利行使期間
平成29年６月１日から平成32年５月31日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(1) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(2) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の行使の条件
(1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。
(2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使することができるものとする。
① 当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。
② 定年退職その他正当な理由のある場合。
③ 契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が５年以上であることを要する。
(3) 新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(4) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会の決議により決定する。

9. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会の決議により、新株予約権を無償で取得し、消却することができる。

(2) 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得し、取締役会の決議により消却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

Ⅱ.8.に準じて決定する。

12. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定する。

以　上

〈メ モ 欄〉

〈メ モ 欄〉

株主総会会場ご案内図

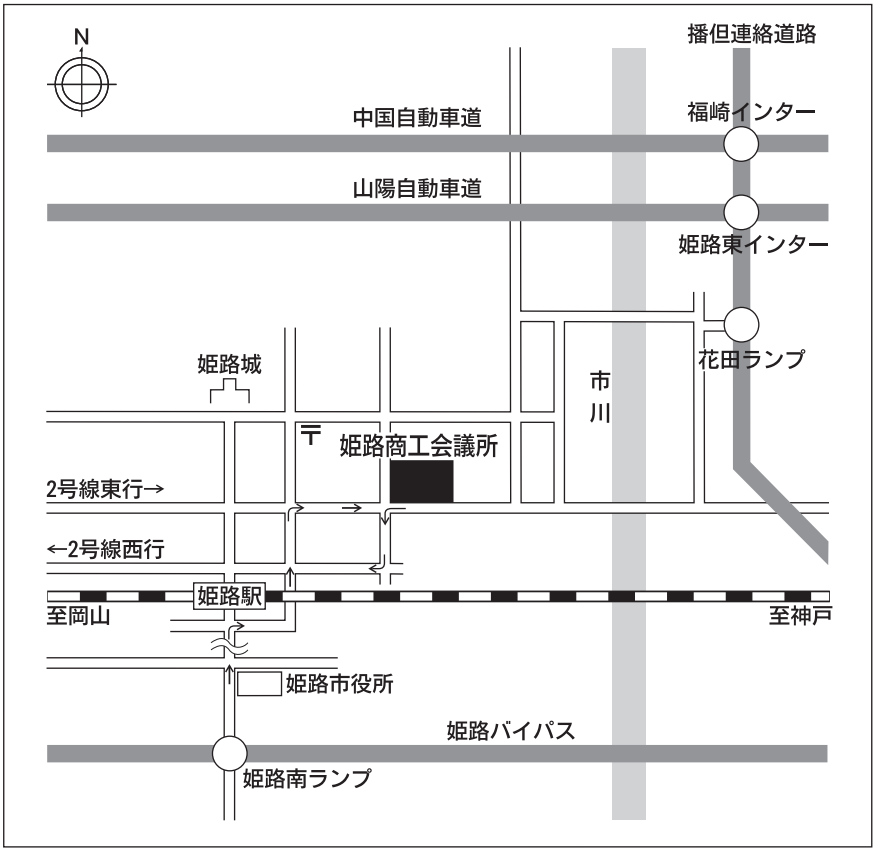

会場名　　姫路商工会議所　本館２階大ホール
住　所　　兵庫県姫路市下寺町43番地
Ｔ Ｅ Ｌ　　（079）222－6001（代）